

精神科救急医療に係る事業取扱要領

- 1 この要領は精神科救急医療に関する実施要綱（以下「要綱」という。）第12条第1項に基づき、次に掲げる精神科救急医療に係る事業の取扱いについて定める。なお、この要領中「指定医」とは精神保健指定医を指す。
 - (1) 人口按分負担割合
 - (2) 診察等事業
 - ア 指定医報酬
 - イ 診察旅費
 - ウ 指定医応援派遣謝礼
 - (3) 患者移送事業
 - ア 患者移送委託料
 - イ 同乗看護者の派遣料
 - ウ 補助手段としての病院車使用料
 - (4) 精神科救急医療施設運営事業
 - ア 受入体制確保費
 - イ 空床確保料
 - (5) 輪番病院確保事業
 - ア 受入体制確保費
 - イ 受入協力料
 - ウ 受入時間延長体制確保料
 - エ 再診察体制確保加算
 - オ 輪番調整委託料（平日輪番病院、夜間輪番病院、深夜輪番病院、休日輪番病院及び土日午後輪番病院の輪番調整に対する委託料）
 - (6) 当番診療所、初期救急医療施設、初期救急診療所及び急病診療所受入体制確保事業
 - (7) その他

2 事業別の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 人口按分負担割合

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市が協調して実施する精神科救急医療事業に係る事業の負担については、別の定めがあるものを除き、人口按分の比率によるものとする。人口按分の比率は、国勢調査の神奈川県人口総数に基づき算定する。人口按分比の反映は、直近の国勢調査第1次基本集計結果公表の翌年度事業からとする。なお、令和4年度からの人口按分比は、神奈川県34.6%、横浜市40.9%、川崎市16.6%、相模原市7.9%とする。
- (2) 診察等事業
 - ア 指定医報酬

診察を行った指定医に対し、神奈川県は「精神保健指定医の報酬等に関する条例」に、横浜市は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に基づく事務要綱」に、川崎市は「精神保健指定医非常勤嘱託員に関する設置要綱」に、相模原市は「相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める額を月毎に支払うものとする。なお、地方独立行政法人神奈川県

立病院機構神奈川県立精神医療センター（以下「県立精神医療センター」という。）、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「市大センター病院」という。）、川崎市立川崎病院（以下、「川崎病院」という。）及び独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター（以下「久里浜医療センター」という。）所属の指定医に対しては、その指定医が所属する医療機関で診察を行った場合、その診察に関する報酬は支払わないものとする。

イ 診察旅費

診察の実施に際して交通費を要した指定医に対し、神奈川県は「職員の旅費に関する条例」等を、横浜市は「横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」等を、川崎市は「川崎市旅費支給条例」等を、相模原市は「相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」等を準用し、月毎に支払うものとする。支払方法は指定医報酬と同様とする。

ウ 指定医応援派遣謝礼

輪番病院等が、他の輪番病院等へ精神保健診察のために指定医を派遣した場合は、派遣を依頼した神奈川県、横浜市、川崎市又は相模原市が、指定医を派遣した輪番病院等に対し、派遣 1 回につき 10,186 円を月毎に支払うものとする。

(3) 患者移送事業

ア 患者移送委託料

神奈川県が行う入札により選定した事業者と、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の間で患者移送委託契約を締結することとし、毎月の運行実績を神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市と受託者との間で照合確認し、実績に応じた委託料を、四半期ごとに支払うものとする。

イ 同乗看護者の派遣料

(ア) 患者移送等に際し、必要に応じて医療機関からの派遣による同乗看護者を確保することとする。派遣の対象となる救急患者は次の a～e に定める者とする。

a 後方移送の対象となる者

b 措置入院患者で、身体合併症の診療のため転院が必要と認められた者

c 措置入院患者で、症状が重く、又は問題行動が著しく、より適切な診療や看護の為転院が必要と認められた者

d 法第 27 条に基づき知事等が行う診察が患者の自宅など医療機関以外の場所で行われ、かつ診察の結果、入院措置の為医療機関へ移送が必要な者

e その他精神科救急医療の円滑な運用のために移送が必要と認められた者

(イ) (ア) に基づき、神奈川県、横浜市、川崎市又は相模原市の求めに応じて同乗看護者を派遣した病院に対して、派遣を依頼した自治体が、看護者 1 名につき、半日（4 時間以内）の場合 5,093 円を、1 日の場合 10,186 円を四半期毎に支払うものとする。ただし、要綱第 10 条に基づく精神科救急身体合併症転院事業に係る派遣は除く。報償費の算定にあたっては、同乗看護者が所属する医療機関を出発してから移送業務が終了し帰院するまでを派遣時間とする。同乗看護者が医師の場合も同様とする。なお、県立精神医療センター、市大センター、川崎病院及び久里浜医療センターに対しては支払わないものとする。

ウ 補助手段としての病院車使用料

(ア) 患者移送等の際し、患者移送委託による専用車両を利用できない場合等は、医療機関からの提供による病院車を確保するものとする。提供の対象となる救急患者はイ(ア) a～e に定める者とする。

(イ) (ア) に基づき、神奈川県、横浜市、川崎市又は相模原市の求めに応じて病院車を提供した病院に対して、派遣を依頼した自治体が、1 回につき 7,130 円を四半期毎に支払うものとする。

(4) 精神科救急医療施設運営事業

ア 受入体制確保費

基幹病院（県立精神医療センター、学校法人北里研究所北里大学病院（以下「北里大学病院」という。）、市大センター病院、昭和大学横浜市北部病院（以下「北部病院」とする。）、川崎病院、横浜市立みなと赤十字病院（以下、「みなと赤十字病院」とする。）及び社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院（以下「東部病院」とする。））における受入体制の確保実績に対して、別途締結する委託契約に基づく金額を半期毎に支払うものとする。

イ 空床確保料

基幹病院における空床の確保実績に対して、別途締結する委託契約に基づく金額を半期ごとに支払うものとする。空床数は、北里大学病院、北部病院、みなと赤十字病院及び東部病院については1日あたり3床、市大センター病院及び川崎病院については深夜当番日1日あたり1床、県立精神医療センターについては火曜日及び木曜日については深夜当番日1日あたり1床、土曜日及び日曜日については深夜当番日1日あたり2床とする。

(5) 輪番病院確保事業

ア 受入体制確保費

輪番病院における空床の確保実績に対して、別表1に定める金額を四半期毎に支払うものとする。ただし、精神科救急入院料算定病院については、別表2に定める金額を支払うものとする。

イ 受入協力料

輪番病院が救急患者の受入要請に応じた場合、神奈川県、横浜市、川崎市又は相模原市が依頼したものについては該当の自治体が、また情報窓口が紹介したものについては居住地を所管する自治体が、受入実績要請に応じた実績に対して、1件につき52,963円を、月毎に支払うものとする。ただし、久里浜医療センターに対しては支払わない。

ウ 受入時間延長体制確保料

神奈川県、横浜市、川崎市又は相模原市の受入要請に応じた病院の診察終了時間が、定刻（平日輪番病院及び休日輪番病院は17時、土日午後輪番病院は20時、夜間輪番病院は22時、深夜輪番病院は翌8時30分）を過ぎた場合、診察を依頼した自治体が、定刻を過ぎた診察の実績に対して、1件につき10,186円を支払うものとし、また超過時間が30分を経過するごとに10,186円を加算し、月毎に支払うものとする。なお、診察開始予定時刻（以下「予定時刻」という。）が定刻以降の場合には、診察開始時間から算定する。また、病院の責によらず診察開始が予定時刻より遅れた場合、予定時刻から実績を算定するものとする。

エ 再診察体制確保加算

輪番病院において、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市が、再診察を行う日として予め定めた日（再診察設定日）に、指定医1名他再診察の実施に必要な職員による体制（再診察体制）を確保した実績に対して、別表3に定める金額を「ア 受入体制確保費」に加算して、四半期毎に支払うものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合には加算の対象外とする。

- (ア) 法第29条の2第1項の規定に基づく診察を理由に受入要請を断った場合
- (イ) 輪番日の受入体制が確保されない場合

オ 輪番調整委託料

精神科救急医療体制輪番病院調整業務を受託する団体の実施する、輪番病院及び指定医応援派遣輪番病院の確保のため実施する定期会議・連絡調整事業等に対して、別途締結する委託契約に基づく金額を四半期毎に支払うものとする。

(6) 当番診療所、初期救急医療施設、初期救急診療所及び急病診療所受入体制確保事業

神奈川県は、当番診療所が救急患者を診療するために必要となる受入体制確保費を月毎に支払うものとする。

受入体制確保費は、日曜日・祝日の午前については1回につき54,999円、午後については1回につき73,332円とする。

初期救急医療施設、初期救急診療所及び急病診療所受入体制確保費に関し必要な事項は、別に定める。

(7) その他

輪番病院に属さない神奈川県内の医療機関が、要綱第9条第1項に基づく後方移送の受入に応じた場合、神奈川県、横浜市、川崎市又は相模原市が依頼したものについては該当の自治体が、受入実績要請に応じた実績に対して、1件につき52,963円を月毎に支払うものとする。

別表1 輪番病院受入体制確保費按分額

(単位：円)

		神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	計
平日輪番病院	平日	4,194	4,957	2,012	957	12,120
夜間輪番病院	平日	24,448	28,900	11,730	5,582	70,660
	休日	26,404	31,212	12,668	6,029	76,313
深夜輪番病院	平日	51,342	60,690	24,632	11,722	148,386
	休日	54,471	64,389	26,133	12,437	157,430
休日輪番病院	土	27,558	32,576	13,222	6,292	79,648
	日・祝日	37,204	43,978	17,849	8,494	107,525
	大型連休	44,093	52,122	21,155	10,067	127,437
土日午後 輪番病院	土	24,395	28,837	11,705	5,570	70,507
	日	28,973	34,249	13,901	6,615	83,738

別表2 輪番病院（精神科救急入院料算定病院）受入体制確保費按分額

(単位：円)

		神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	計
平日輪番病院	平日	4,194	4,957	2,012	957	12,120
夜間輪番病院	平日	13,656	16,142	6,552	3,117	39,467
	休日	14,748	17,434	7,076	3,367	42,625
深夜輪番病院	平日	28,677	33,899	13,758	6,548	82,882
	休日	30,425	35,965	14,597	6,946	87,933
休日輪番病院	土	12,881	15,226	6,180	2,940	37,227
	日・祝日	17,389	20,555	8,342	3,970	50,256
	大型連休	20,609	24,361	9,888	4,705	59,563
土日午後 輪番病院	土	12,740	15,059	6,112	2,909	36,820
	日	14,986	17,715	7,190	3,422	43,313

別表3 再診察体制確保加算按分額

(単位：円)

	神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	計
輪番病院	18,494	21,862	8,873	4,223	53,452
精神科救急入院料算定病院	7,443	8,798	3,571	1,699	21,511

附 則

- 1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年4月1日施行の精神科緊急医療対策事業に係る事業遂行及び事務執行取扱要領及び平成4年7月1日施行の精神科救急医療対策事業に係る事業遂行及び事務執行取扱要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、1（9）及び2（9）の急病診療所に関する改正規定は平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月17日から施行し、同月1日以降に実施する事業にのみ適用する。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年10月17日施行の精神科救急医療に係る事業取扱要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和2年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。